## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格(JIS)の制定、改正又は廃止のための産業標準案(以下、JIS 案という。)の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による"JIS 案の作成開始要件"を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降のJIS 案作成対象テーマについて、理由(必要性)及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下にJIS 素案の調査審議及び作成を行うためのWGを設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標 準作成 委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号 (制定の場合 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改団 に伴う廃业 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準」 (JIS法第2条の産業標準化 の対象)	選定基準2 2 (JIS法第1条の法律の 目的)	選定基準3 (産業標準化の利 (国が主体的に取り 点・欠点) む分野の判断基準	選定基準5 II(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作 (WG)	作成開始 予定
jsa.	05気	制定	l	一第1−12部·雷気·雷子製品	1-12: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Fire safety engineering	現在、電気・電子製品の火災危険性を準備するための減 販力法については、JPC 8 6 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	れた火災安全工学に則った、電気・電子 製造することによって、生産 性性の向上、産業の合理化、取引の公正 性、相互理解の促進、効率的な産業活 動、安全性産保などに寄与することが剥 停できる。また、対応国際規格と整合する ことによって、国際貿易の円滑化及び国 腰産業額金力強化とは本長することが国 販産業額金力強化とは本長することが国	・適用範囲 ・引用規格 ・用部及び定義 ・火災安全工学のプロセス ・火災安全工学の利点 ・目的・要求事項・性能 ・設計火災・プリオ・設計火災		EC 60695-1-12:2015	IDT	第2条の被当步: 4(成城方注) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: カ、キ カ、キ 火点: いずれも談当しな い。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規 202 格協会のWG	24年7月
JSA	05 電	柳定		大災危險社劃數一電気"電子"一年第一之份。環境"電子製品" 一第一2分階。環境"電子製品 の大災危險性評価指針一着火性—一般指針	Part 1-20: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Ignitability - General guidance	現在、電気・電子製品の火災危険性を考慮するための減 嫌力法については、ISC 60693-29規格指次と回聴整合 された規格は存在するが、火災シナリオに基づいた火災危 物性を考慮して製品を設計する上で重要なる者が快の 指針に関するISが確立されていない、火災シナリオにおけ 名者火性は、アポードベースの製品設計に有用であり、 IEC/TCSSにおいて電気・電子製品の火災シナリオにおけ る者火性に関った相談を規格にして開業規格に使ら60695-1 -20:2016)が開発されている。このため、北が国における火 実に対する変を性のより一層の自上を図るため、 対路に発音したJISを作成することによって標準化する必要 がある。	れた火災シナリオにおける着火性の指針 に則った。電気・電子製品を設計・製造 ることによって、生産性の向上、産業の合 理化、取引の公正性、相互理解の低進、 効率的な産業活動、安全性確保などに寄 与することが期待できる。また、対応国際 関格と終令することが知るできる。	- 適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 - 着火性の原則 ・試験方法の選択に関する考慮事項		BEC 60695-1-20:2016	IDT	第2条少康号号: 4(試験方法) 対象年項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ・ウ、エ、オ、 カ、キ いずれも該当しな いっぱい	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規 20:	24年7月

1

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定 産業標 制定 規格番号 準作成 改正 (制定の場合 JIS案の名称 委員会 廃止 は、仮の番号)	JIS案の英文名称 制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化 の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の 目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定
気ケーブルの試験方法	cables with rated voltages up to and including 450/750 V)t\(\times\), IEC 60227-2 (Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V = Part2:Test methods)\(\times\), IEC 60245-2 (Rubber insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V = Part2:Test methods)\(\times\), IEC 60245-2 (Rubber insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V)t\(\times\), IEC 60227-2	- 試験が起が共通化でき、生産性等の向 上に寄与する。 - 国際報格との整合が図られることから、取 引及び国際貿易の円滑化に寄与する。	・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義	JIS C   3663-2   3663-2	EC 63294 Ed.1.0		第2条の終当号: ((試験方法) 対象事項: 電気ケーブルヌは光 ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ 欠点: いづけれも該当しな い。		国際標準をJIS化する。	- 般社団法人日本電 泉工業会のWG	0024年7月

認及機関	産業標 準作成 委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 及び名称	対応するとの対応の程度	る 選定基準1 学 (JIS法第2条の産業標準化 の対象)	選定基準2 と(JIS法第1条の法律の 目的)	選定基準3 ) (産業標準化の利 (国が主体的に取り 点・欠点) む分野の判断基準	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成形 (WG) 予算	開始
JSA	気			般特性ーエナメル顕線	Specifications for particular types of swinding wires—Part 0-1: General requirements—Themselved from the company of the control of the contro	この規格は、エナルの組織の一般特性について規定する。 ので、2009年にお行きがたIEC 0031で-01 (ED) のに 医3 ので、2009年におけるができない。 のは年にはないないのは、2000年に対しか発行されて観視の構造では、2000年によりからからから、2000年に対しか発行されている。 対していため、中間公外等格体に対する経験破壊地圧の迫加、また、旧事の実施を強え、導体抵抗しついて、公外等機体径の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対は関係との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	な効果が期待できる。 ・中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧 を追加することによって、品質が向上する。 。 ・導体抵抗において、最近の市場の実態	・最小両側被膜厚さ(4.3)に"中間公称導体 経"についての規定を追加する。 ・市場の実態に合わせ、導体抵抗(表3)に おいて、公称導体径の範囲を拡大する (0.018mm~0.063mm → 0.018mm~	= IEC 60317-0-1:2013 (ED4.0)+AMD1:2019	MOD	第2条の該当号: 1(寸法,品質、性能) 対象事項: 巻級	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも談当しな い。		一般社研法人日本電 線工業会のWG	
JSA	05気	改正	C3215-0-2	※線共通規格・第0−2億:一般特性ーエナメル平角鋼線	General requirements— Enamelled rectangular copper wire	+AMD2(2005)に基づいて、2014年に改正されたが、その 後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、製品の品 質向上のため、伸びの試験に耐力及び抵抗値を追加、融 着層をもつものに対すして絶縁破壊電圧を追加、また、市 場の実施に合わせ、導体では多の範囲を拡大するなどの改	な効果が期待できる。 ・伸びの試験に耐力及び抵抗値の規定を 追加するなどによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の 値間を拡大することによって、使用の 理化に寄与する。 ・対に国際規格との整合が図られることか	<ul> <li>・市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を 次のように変更する。</li> <li>一幅 : 2.00 mm 以上、16.00 mm 以下</li> <li>→ 2.00mm以上、31.50mm以下</li> </ul>	— IEC 60317-0-2:2020 (ED.4.0)	MOD	第2条の該当号: 1(寸法、品質、性能) 対象事項: 巻線	法律の目的に適合している。	利点: アイキ 欠点: いずれも該当しな い。	国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電 2024年: 線工業会のWG	7月

1

認及機関	産業標 準作成 委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 対応する との対応 の程度	ろ 選定基準1 (JIS法第2条の産業標準f の対象)	選定基準2 公(JIS法第1条の法律の 目的)	選定基準3 ) (産業標準化の利 点・欠点) は分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作 (WG)	≅成開始 予定
JSA	05気	改正	C3215 <del>-0-</del> 3	巻線共通規格−第0−3部: 般特性	Specifications for particular types of ending wires—art 0-3: ending wires—art 0-3: Enamelled round aluminium wire	規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-3	よって、品質が向上する。 ・対応国際規格との整合が図られることか ら、国際貿易が円滑化し、市場が拡大す	<ul> <li>温度指数において、試験片は、関連規格によることとして、試験片の条件を明確にする。</li> <li>・導体抵抗の算出方法を、抵抗率の最小値</li> </ul>	TEC 60317-P-3:2008 (ED3.0)+AMD1(2013)	MOD	第2条の該当号: 1(寸法,品質,性能) 対象事項: 巻線	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ ケム: いずれも該当しない。	国際標準をIIS化する	一般社団法人日本電 2024 線工業会のWG	\$497月
JSA	05気	改正	C3215 <del>-0-4</del>	般特性ーガラス巻平角銅線及 びエナメルガラス巻平角銅線	General requirements	この規格は、ガラン巻半角銅線及びにエナメル・ガラン巻半 角銅線の一般等性について関係をでもあって、ICC 1601 Tri では、1602 Tri にされたが、1602 2002年に対しては 行され、最近の市場の変態を踏まえ、公林等体度の範囲を が行され、最近の市場の変態を踏まえ、公林等体度の範囲を 放大、また、品質向上のため、強続破壊電圧、成らから、窓 着試験などの規定内容の改訂が行われた。このような状況 から、対応国際規格との整合を図るため、JiSを改正する必 要がある。	な効果が期待できる。 急縁破壊復圧、軟らかさ、密着試験など の規定内容を改めることによって、品質が 向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、公称導体 厚さの範囲拡大することで、使用の合理化 に寄与する。 ・対に国際規格との整合が図られることか、	・市場の実態に合わせ、公称導体厚さに いて、5.6mの起名10.0mの以下の範囲を追 加して拡大する。これに併せ、面取半径、伸 びなどの規定値を追加する。 ・昨今の技術進歩を踏まえ、グレード2のエ ナメルガラス巻平角鍛線について、最小絶 緑破壊衛圧を輸くする	= IEC 60317-0-4:2020 (ED4.0)	MOD	第2条の該当号: 1(寸款, 品質、性能) 対象事項: 巻線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、卒 文点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電 2024 様工業会のWG	1年7月

認決機能	産業作員 業件員	票制定/ 成改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準」 (JIS法第2条の産業標準化 の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の 目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点) (国が主体的 む分野の判	基4 選定基準5 こ取り組(市場適合性に関す 「基準) る判断基準)	- JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定
jsa	05 年	<b>数</b> 正	C3215-17	巻線側別塊格 - 第17部: クラス 1050 ポリビニルプセタール平 角刺線	particular types of winding wires—Part 17: Polyvinyl acetal enamelled rectangular	この機能は、グラス16のが切りてエルア七ターや朝間を主体 とした時、被関係のエナルル平角朝線について規定するもので、2010年の発行された旧C 6931年171(日)の1、基づか ので、2010年の発行された旧C 6931年17(日)の1、基づか 様の日のよが発行され、製品の品質向上のため、密着性の 様を日かよが発行され、製品の品質向上のため、溶着性の 様を日かよが発行され、製品の品質向上のため、溶着性の 様を日かまが発行され、製品の品質向上のため、影響を 法の範囲を世大するなどの改訂が行われた。このような状 法の範囲を世大するなどの改訂が行われた。このような状 と変がある。	な効果が期待できる。 ・密着性の伸長条件を追加することによっ ・・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法 の範囲を拡大することで 使用の合理化	・市場の実態を踏まえ、次のように導体寸法 の範囲を拡大する。 幅:2.00 mm 以上、16.00 mm 以下→ 2.00 mm 以上、16.00 mm 以下→ 厚さ・0.80 mm 以上、5.60 mm 以下→ 0.80mm以上、10.00mm以下 ・製品の品質向上のため、密着性の試験条	— IEC 60317-17:2020 (ED4.0)	MOD	第2条の該当号: 1(守本,品質、性能) 対容事項: 巻線	法律の目的に適合し でいる。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する	5 一般社団法人日本電 : 線工業会のWG	2024年7月
JSA	0.5 電気	改正	C60068-2-14	原境試験力法—催気・電子— 第2-14部 温度変化試験方法 (試験記号: N)	Environmental testing — Part 2-14; Tests — Test N. Change of temperature	この規格は、常品、機器又はその他の製品が周囲温度の 色激な変化に耐える能力を試験する方法について規定する では、一般では、一般では、一般では、一般では、 では、一般では、一般では、一般では、一般では、 関名反映して、試験・7シーク、試験装置の5年組、試験の 観と、試験の後見回の追加などの修正が実施に加上た内 館と、試験の後見回の追加などの修正が実施に加上た内 管として2003年に改訂された。この改訂を婚主名、国際規 格との整合、工作の技術の実施に加上た試験規格とするた めに、この規格を改正する必要がある。	理化が拥存できる。さらに、この改正に よって、国際規格と整合した条件を試験に 適用できるようになり、国際貿易の円滑化 又は国際協力の促進に寄与する効果も其	<ul><li>一般事項において、近年の技術進歩に合 わせ、試験のパラメータ、各試験温度に対する曝露時間の選択、移し換え時間の選択</li></ul>	— IEC 60068-2-14:2023	ЮТ	第2条の該当号: 4(試験力法) 投棄事項: 電気・電子機器及び部 品	法律の目的に適合し でいる。	利点: ア、エ、キ 欠点: いっずれも該当しな い。	国際標準をJIS化するもの	5 一般財団法人日本規 格協会のWG	2024年7月

認定機関	産業標 準作成 委員会	制定/改正/廃止	, 規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応するとの対象の程度	る (JIS法第2条の産業標準イ の対象)	選定基準2 公(JIS法第1条の法律の 目的)	選定基準3 プログラス 選定基準4 関係主体的に取り 高・欠点) お分野の判断基準	選定基準5 II (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作 (WG)	作成開始 予定
jsa	気			第2—17部:封止(気密性)試験 方法(試験部20)方法(以數方法) (現行名称:環境試験方法)一電 気化) (現行之) (政治之) (現行之) (知之) (知之) (知之) (知之) (知之) (知之) (知之) (知	Part 2-17: Tests — Test Q: Sealing (現行系统:Basic environmental testing procedres — Part 2: Tests — Test Q: Sealing)	この残骸は、試験計の密閉の有効性を判断するために、突 影の容器の対比ではながらいかは、 というないが、 を受けないが、 を受けないでは、 を受けないでは、 をできないでは、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 では、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 でいるがは、 に、 でいるがは、 に、 でいるがは、 でいるが	信頼度を上げ、電子機器、電子部品など の性能及び高の中止・破害の中に必要が の円潜化などに寄与することが明待でき る。	・適用範囲において、エンクロージャ、カ ベー、シールが認品及び機器を正常に動情 させる能力を確認するための追加のテストに 道加された。 2 18分党立つ企の規定が 道加された。 2 18分党立つ企の規定が に乗りためた。 3 18分党立との対策が 1800のでは、1年力トリカープを特定数 1900のでは、1年力トリカープを特定数 での指数機能を促立すると、参照時間上は の2ままりも長くないことが望ましいとの表現 できたいことが望ましいとの表現 に力しましまり、1900のでは、1		IDT	第2条の核当号: 4(成绩方法) 4後集項: 增気・電子機器及び部 品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準を用S化するもの	一般財団法人日本規 202 格協会のWG	4年7月
JSA.	05気	改正		環境試験方法。電気、電子 第3-4篇: 支援、毒及 U折針 一 高温高温过酸 (但有名称: 環境影談方法 電気、電子一第3-4節: 高温高温 試験 の指針)	guidance — Damp heat	この現存は、製品現格、例えば、額品及は装置の現存を作 成する際に、は教製品の選用部間に対する適切さ試験及 が試験の搬しさを選択する際の指針について規定したもの で、2001年に制定された形に6008年3-64基に2004年に制 定された。その後、対応する国際規格は、技術の選便を反 使して、第個水及びイサン交換がによる十すを含む程度 試験槽の洗浄手順に関する2種実が重な多折に追加し、結 額についての通びの修正が打た力、2023年 に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図 などれた。技術の実施に加した試験規格とするために、こ の規格を改生する必要がある。	理化が拥存できる。さらに、この改正に よって、国際規格と整合した条件を試験に 適用できるようになり、国際貿易の円滑化 又は国際協力の促進に寄与する効果も期	に使用する蒸留水及びイオン父換水の用症 に新たに洗浄時のすすぎを追加し、湿度試 験槽の洗浄手順に関する推奨事項を追加		IDT	那2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部 品	連律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ ア、忠: いずれも該当しな い。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規 202 格協会のWG	4年7月

認定機関	産業標成 準作成会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号		JIS案の英文名称		期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 及び名称	対応する ・国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化 の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の 目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り約 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定
ŪSA	05 名	改正		のグループ別分類 – 屋外固定 使用の条件	environmental conditions  — Part 3–4: Classification of groups of environmental parameters and their	この規格は、最外に設置する製品がららされる環境がラ メータ版である映社との分類について規定したもので、 1997年にIEC 60721-3-1:1995 + Amendment 1:1996を扱い 利定された。対性国際制格は、近年の実施に関いて改訂されたIEC 60721-2-1:2013の気候群の変更及びIEC 60721 - 3-1:2018の分類の変更に対比して、2019年に改訂された。この改訂を確言え、国際制格との整合を図るため、また、立年の実施に関いた設計・金融条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	し、その結果、生産性等の向上又は産業 の合理化が期待できる。含む、この改正 によって、国際規格と整合した条件を設 計・試験に適用できるだけなり、国際貿易 の円滑化又は国際協力の促進に寄与す る効果も期待できる。	i・気象条件において、最新のデータに基づ いたJIS C60721-3-1(環境パラメータ及びそ の厳しさのグループ別分類 - 保管条件)の 区分変更に伴い、密閉(4K23~4K24)及び		IDT	第2条の進当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。 では、る。	利点: ア、エ、キ ケ、点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人日本規	2024年7月